

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（基本税率の変更）

要望元：農産局園芸作物課園芸流通加工対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		たまねぎ（生鮮及び冷蔵）								
改正要望の内容		<input type="checkbox"/> 改正を要する法令及び条項 関税定率法別表、関税暫定措置法別表第1 <input type="checkbox"/> 具体的な内容 暫定税率の基本税率化								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
0703.10	011	課税価格が1キログラムにつき67円以下のもの	10%	—	×	10%	—	×	8.5%	
	012	課税価格が1キログラムにつき67円を超え73円70銭以下のもの		(73.70円 —課税価格)/kg	×	(73.70円 —課税価格)/kg	—	×		
	013	課税価格が1キログラムにつき73円70銭を超えるもの		無税	—	無税	—	—		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<input type="checkbox"/> 施行期日 令和4年4月1日 <input type="checkbox"/> 適用期間 令和4年4月1日～								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>たまねぎ（生鮮野菜）については、生産の安定化に取り組んでいるものの、依然として、豊凶の差（生産量：平成28年産124万トン、29年産123万トン、30年産116万トン、令和元年産133万トン、2年産（速報値）135万トン）による価格の騰落（国産品卸売価格：28年105円/kg、29年99円/kg、30年105円/kg、令和元年100円/kg、2年83円/kg）が顕著であり、これに伴い、輸入量及び輸入価格についても増減（輸入量：平成28年28万トン、29年29万トン、30年29万トン、令和元年28万トン、2年22万トン、輸入価格：平成28年55円/kg、29年52円/kg、30年47円/kg、令和元年50円/kg、2年47円/kg）している。</p> <p>② 問題点</p> <p>たまねぎの豊凶変動については、生産の安定化技術に係る研究開発の進展により、将来的に、ある程度は緩和されると考えられるものの、気候変動の影響等から豊凶変動の緩和には一定の限界があること、また、輸入品については加工業務用としての国内需要もあることから、国内の豊凶変動に応じた輸入枠の設定等は現実的に困難である。</p>								
改正の必要性和目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>本件措置（低価格な輸入品に対する課税と高価格な輸入品に対する非課税を両立するスライド関税）は、国産たまねぎの価格安定制度の関連からその基準を設</p>								

	<p>けており、昭和 47 年度の導入当時においては、主に国産品が品薄になる端境期にて価格高騰時の輸入を容易にするため関税を無税にすることにより、国民生活（消費者物価）の安定に資することを目的としたものである。</p> <p>重要野菜でありながら豊凶変動が激しいたまねぎについては、その再生産の確保と国民生活の安定に資するため、豊作時の価格の支持と品薄時の適正な輸入を実施することが極めて重要である。このため、本件措置を 関税暫定措置法にて適用してきたが、無税点価格は 40 年以上変更されておらず、暫定税率を基本税率化しても特段の問題が生じないと思料されること、また、昨年 11 月に署名された地域的な包括的経済連携（RCEP）協定において、有税価格帯は中国及び韓国について関税削減・撤廃から除外されたものの、現行の無税点価格を上回る価格帯は中国及び韓国を含め無税とされたため、同協定の発効を見据えて、基本税率化することとしたい。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>これまで関税暫定措置法にて、国内生産者の安定生産と実需者への安定供給の調整が図られていたところ、今回の基本税率化（改正）により即座に目的を達成させると思料される。</p>															
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>価格低迷時において、低価格な輸入品に対し関税を課す一方、輸入価格の上昇時に関税を無税とすることにより、国内生産者の保護と輸入者の負担軽減の調整を図る。</p> <p>【令和 2 年度適用実績（「減税額」は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：21,584トン、1,692百万円 ・ 減税額：117百万円 <ul style="list-style-type: none"> 協定税率による税額 144百万円 暫定税率による税額 27百万円 <p>・ 効果を判断するための定量的指標</p> <table border="0"> <tr> <td>小売価格の推移</td> <td>28 年</td> <td>267 円/kg (100)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29 年</td> <td>248 円/kg (93)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 年</td> <td>250 円/kg (94)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令元年</td> <td>262 円/kg (98)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 年</td> <td>249 円/kg (93)</td> </tr> </table> <p>注：()の数字は、28 年の小売価格を 100 とした場合の比率</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>なし</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>輸入品の価格の低迷時には関税を課す一方、輸入価格の上昇時には無税とすることにより、国内生産者の保護と輸入者の負担軽減の調整を図られる見込みであ</p>	小売価格の推移	28 年	267 円/kg (100)		29 年	248 円/kg (93)		30 年	250 円/kg (94)		令元年	262 円/kg (98)		2 年	249 円/kg (93)
小売価格の推移	28 年	267 円/kg (100)														
	29 年	248 円/kg (93)														
	30 年	250 円/kg (94)														
	令元年	262 円/kg (98)														
	2 年	249 円/kg (93)														

	り、本改正は必要である。
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確保のため、価格低迷時において、低価格な輸入品に対し関税を課す一方、輸入価格の上昇時に関税を無税とすることにより、国内生産者の保護と輸入者の負担軽減の調整を図る。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>野菜生産出荷安定法等に基づき、①価格安定対策として、価格の著しい低落時に、生産者に対し価格差補給金を交付することによって、時期作に及ぼす影響等を緩和するとともに、②需給調整対策として、主要産地の県、農協等を構成員とする野菜需給調整協議会を開催して計画的な生産出荷を実施するとともに、騰落時においては緊急需給調整を実施。</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	たまねぎの暫定税率は、昭和 47 年に導入（昭和 54 年税率変更）されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	たまねぎは重要野菜の一つであるが、国内産で供給しきれない分（国内需要等の約 2 割）を輸入たまねぎで補っている状況にある。総じて輸入たまねぎの価格も不安定であるため、低価格な輸入品に対し関税を課す一方、輸入価格の上昇時に関税を無税とすることにより、国内生産者の保護と輸入者の負担軽減の調整を図る。